

第7章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 府環境影響評価条例の制定経緯

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聞いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価***（いわゆる環境アセスメント）を実施することは、環境保全上とても効果的な方法です。

このため、元年5月に府の地域特性を考慮した「府環境影響評価要綱」（以下本節において「要綱」という。）を制定し、審査、指導を行ってまいりましたが、その後の「府環境を守り育てる条例」や「環境影響評価法」（以下、本節において「法」という。）の制定など、環境影響評価に関わる社会状況の進展を踏まえ、10年10月に要綱の内容に更に新たな手続等を加えた「府環境影響評価条例」（以下本節において「条例」という。）を制定、公布し、法の施行に合わせ11年6月に施行しました。

2 条例の特徴

従来の要綱に対し、現在の条例には以下のような特徴があります。

- ① 対象事業はその規模により定めますが、環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性により左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できません。
そこで一定規模以上であり必ず環境影響評価を実施する事業（第一種事業）に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業（第二種事業）を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けています。（スクリーニング）
- ② 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています。（スコーピング）
- ③ 対象事業については、その対象規模を要綱の1/6～1/2程度まで引き下げるとともに、林道、在来線鉄道等の新設等の事業を新たに加えています。
- ④ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地を対象項目にしています。
- ⑤ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施又は工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています。（事後調査）

3 条例に基づく審査案件

第1号案件として、13年2月から長谷山清掃工場の更新事業についての手続きが、城南衛生管理組合により行われました。18年度に稼働予定となっています。

4 法に基づく審査案件

府内での第1号案件として、16年11月から京奈和自動車道（大和北道路）（仮称）についての手続きが、都市計画決定権者である府により行われています。

表3-56 京奈和自動車道についての手続きの概要

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 事業名称 | 京奈和自動車道(大和北道路)(仮称) |
| 事業種類 | 一般国道(自動車専用道路)の新設 約12km(内、府域は約30m) |
| 所在地 | 木津町(木津町～奈良県大和郡山市) |
| 環境影響評価の主な手続 | 16年11月9日 環境影響評価方法書縦覧開始 |

第2節 監視測定の実強化

1 監視測定の実況

環境基準*の達成状況など、環境の状況を把握し、効果的な施策を推進するためには、大気、水質、騒音、振動などの環境の監視測定が重要です。

このため、大気、水質及び自動車騒音の常時監視をはじめとする必要な監視測定を継続するとともに、監視測定機器の整備などにより測定項目、地点、頻度を充実させるなど、監視測定体制の一層の充実を図っています。

また、酸性雨の測定や、新幹線走行に伴う騒音・振動等の測定なども実施しています。さらに、**光化学オキシダント***緊急時、水質事故等の緊急時には、関係機関との連携協力により、迅速、適切に対応しています。

なお、市町村による監視測定を支援するため、騒音及び振動に係る技術指導を行っています。

2 高浜原子力発電所に係る環境状況

福井県との府県境から約4kmの地点にある関西電力(株)高浜発電所(以下「高浜原子力発電所」という。)では、4基の原子炉(出力合計339万2kW)が運転されています。

府では、高浜原子力発電所の運転開始(49年11月)に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以後、総合的な環境監視を行っています。

また、12年度には、環境放射線監視テレメーターシステムの充実・整備をはじめ、放射線測定所の増設等の強化整備を行い、監視体制及び緊急時の即応体制を一層強化するとともに、表示板やインターネットを通じ測定データや情報等を府民へ提供する機能を強化しました。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜原子力発電所環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、16年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

①環境放射線監視結果

(1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

(ア) 空間放射線空気吸収線量率

舞鶴市及び綾部市内の6ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の16年度における測定値は、24~146ナノグレイ/時(nGy/時)であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩汲、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

16年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、17~44nGy/時であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

(イ) 空間放射線積算線量

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、TLD素子による約3ヶ月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。16年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.37~0.67ミリグレイ(mGy)であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

(ウ) 浮遊じん

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

(2) 環境試料の核種分析結果

人工放射性核種は、セシウム-137が検出された試料がありましたが、濃度は例年と同程度

であり、また、コバルト-60等の他の核種は検出されませんでした。これらの検出された人工放射性核種は、過去の核実験や旧ソ連の原子力発電所事故の影響と考えられ、高浜原子力発電所の影響は認められませんでした。

天然放射性核種は、ベリリウム-7及びカリウム-40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出～0.8ベクレル/ℓ (Bq/ℓ)、海水で不検出～1.6Bq/ℓ、空气中湿分で不検出～2.0Bq/ℓ-水の範囲でした。ストロンチウム-90濃度は、陸水、牛乳について不検出～2.6mBq/ℓ、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出～720mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物については不検出～0.11Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。これらストロンチウム-90及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと考えられます。

(3) 被ばく線量の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」(原子力安全委員会、13年3月)に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、16年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト/年 (mSv/年) でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会、13年3月)の計算式により試算しました。この方法によると、16年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1 mSv/年を十分下回っており、問題はありませんでした。

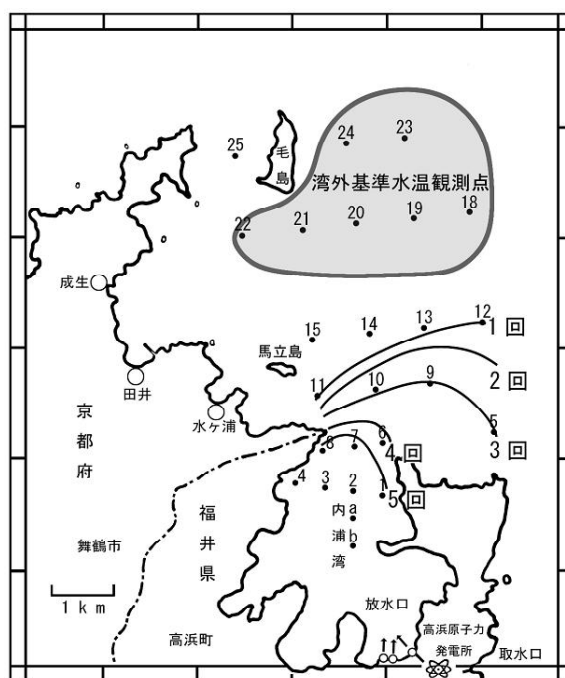
② 温排水影響調査

本調査は高浜原子力発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められていません。

なお、16年度の6回の調査のうち、16年8月、10月、17年2月には湾口前面水温*と湾外基準水温** (脚注参照)との差が1℃以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。また、湾外での温排水は、北ないし北東に拡散していることが多くなっています。

図3-24 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現回数



(注) 図中の数字は定点番号 * 湾口前面水温：定点9から11の水温の最高値

** 湾外基準水温：定点18から24の最高・最低を除く5点の水温の平均値

第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農業総合研究所、畜産技術センター、林業試験場）においては、次のとおり、地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-57 研究所等における調査研究

| 機関名 | テーマ等 | 内 容 |
|---------|---------------------------------------|--|
| 保健環境研究所 | 21世紀に向け、身近な自然を取り戻す試み－生態系の復元をめざして－ | 11年度からプランタ等を使って手軽にできるミニ・ビオトープの提案を始め、現在は都市生活と様々な生き物との共生をめざすビオトープの実証実験を行っています。5年経過し、周辺の環境にすむチョウ（36種）やトンボ（21種）などの多くが研究所構内を生息地として利用するようになりました。 また、13年度に環境学習の場として、新しい形のビオトープ「エコアップガーデン」を設置したのを契機に、府民・NPO・企業などと協働で地域に密着した、環境問題についての多面的な取組を開始し、研究所屋上のビオトープづくりや芝生による屋上緑化効果の比較試験も始めています。 |
| | 廃棄物埋立処分場に起因する外因性内分泌かく乱物質による環境影響評価について | 酵母ツーハイブリッド・エストロゲンアッセイ法を用い、府内の産業廃棄物処分場の浸出水、浸透水や処理水、観測井地下水や周辺の河川水などのエストロゲン活性の動態調査を行っています。 浸透水・浸出水の大部分でエストロゲン活性がみられますが、処分場の立地条件や埋立物を考えると、人・動物などのし尿由来の関連物質によるエストロゲン作用の可能性は少ないと考えられました。管理型処分場における処理水や周辺環境水でも低値ながらエストロゲン活性が検出される事例が散見されたことから、内分泌かく乱化学物質の発生源の一つとして更に詳細な検討を行う予定です。 |
| | 京都府の大气中代替フロン濃度調査 | フロンは成層圏オゾン層の破壊物質とされ、特定フロン等8物質の製造及び輸入が規制されたことにより、使用量が徐々に削減されてきましたが、それに替わって温室効果の高い代替フロン物質（HFC-134a、HCFC-22、HCFC-142等）の使用量は増加傾向にあります。 代替フロン濃度の継続調査を行ったところ、各地点の測定結果を比較すると、北部地点の測定値は南部地点より低い傾向が見られました。 |
| | アルデヒド類捕集時における水分除去法の検討－減圧除去法の開発－ | キャピラリカラムの長さ、温度、湿度などの条件を変えて基礎実験を行った結果、梅雨時の気象条件（気温30℃、湿度100%）でも、10cmのキャピラリカラムがあればオゾンスクラバーへの水分凝集をほぼ防ぐことができました。この方法を従来法と比較したところ、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドとも有害大気汚染物質モニタリング調査の二重測定の基準をクリアしました。また、水分凝集を防ぐことで、オゾンスクラバーのヨウ化カリウムによる捕集管の汚染がなくなり、雨天時でも測定することができました。 |
| | キャピラリカラムを用いた大気環境試料採取法の開発検討 | メガボアカラムGS-Q 内径0.53mm（J&W社）を使用し、ペンタン、ヘキサン、トルエン、キシレン等の捕集を行いました。10ml/min程度の速度で再現性良く捕集でき、24及び72時間後の保存性も良好でした。そこで、内径0.32または0.25mmのキャピラリカラムへの適用方法を検討したところ、有害大気汚染物質については、HP-624ではトリクロロエチレン、HP-WAXではクロロホルムより高沸点の物質を捕集することができました。 |
| | 全天候型連続処理式光触媒低沸点有機化合物分解装置の検討 | これまでの実験装置はバッチ式で連続処理ができませんでしたが、電磁弁の取り付けなどにより装置を改良し、汚染地下水を連続処理することが可能となりました。 この装置を用いて、光触媒として酸化チタンの含有率が高く有機化合物の吸着性に優れた市販の光触媒シリカゲルを採用して、府内1箇所の実証的なテトラクロロエチレンの処理実験を開始し、おおむね良好な結果を得ています。今後は、長期的処理状況調査を行うこととし、特に、季節・気象変化による影響調査や、冬季に気相流量を変化させて浄化効果への影響を調査していく予定です。 |
| | 内分泌かく乱化学物質が野生動物に及ぼす影響に関する研究 | 府内河川の下水放流、家庭排水流入の影響がある3地点で河川水のエストロゲン（女性ホルモン）活性を調べたところ、対照地点に比べ高い活性が認められました。 ビテロジェニン（VTG）は雌の血中に検出される物質ですが、女性ホルモン様作用を有する化学物質の曝露により、雄からも検出されることがあります。上記3地点のクサガメからは、頻度は低いものの高い濃度のVTGを持つクサガメ雄が見つかりました。今後さらに、季節変動などを調べるとともに、クサガメへの環境水の濃縮試料などの室内投与実験を行い、影響の程度と投与量との関係等についても検討する予定です。 |

| 機関名 | テーマ等 | 内 容 |
|---------------|---|--|
| 保健環境研究所 | 北部閉鎖性海域におけるCOD、窒素、りん等に係る水質改善に関する調査研究—その1 宮津湾について— | 宮津湾集水域では下水道等の生活排水処理施設整備が進んでいます。これに伴い、水質汚濁負荷量の収支が変化している可能性があるため、パソコンを用いた数値シミュレーションの可能性、及びシミュレーションが可能であれば流況の変化を把握、推測して、将来も含めた宮津湾の水質について検討することとしました。その結果、二次元単層流動・拡散モデルであればパソコン環境でもシミュレーションが可能であることがわかり、この方法で宮津湾のCODの拡散シミュレーションを行ったところ、宮津湾環境基準点のCODへの浄化センターの影響は、将来（施設全面稼働時）も含め検出できないほど低いレベルであることがわかりました。 |
| | ITを活用した水質情報の管理方法に関する調査研究 | 水質事故が起きたり汚染が判明した場合に、周辺の過去のデータなどが即座に取り出せ、地図情報と合わせて汚染の状況や範囲、関連情報が視覚的に分かれば、迅速な対応をする上で非常に役立ち、危機管理という点からも有用です。このようなシステムをGIS（地理情報システム）と言います。 そこでまず、地下水についてデータベースを作成し、データベースへの位置情報を入力して、GISとして利用できるよう検討を始めました。今後は、市販の地図ソフトと連携させて、目で見てわかりやすいよう視覚化の検討を行うとともに、公共用水域の測定結果などにも適用していきたいと考えています。 |
| 中小企業技術センター | 光触媒による畜産排水脱色処理に関する研究 | ガラスクロス担持光触媒材料を用いた畜産排水脱色処理を試み、実用化に当たって、適切な処理条件を明らかにすることを目的として、排水浸漬による光触媒活性の劣化評価及び水温、溶存酸素量、吐出流量等の処理条件が脱色効率に与える影響について検討を行いました。初期溶存酸素量や試験排水の吐出流量は脱色反応速度への影響が大きく、試験排水温度の脱色速度への影響は少ないことが分かりました。 |
| | 実大気測定による広領域型環境汚染多成分微量ガス濃度監視システムの性能評価に関する研究（Ⅱ） | 差分吸収スペクトル法広領域型環境汚染多成分微量ガス濃度監視システムによるSO ₂ 、NO ₂ 、O ₃ の3成分同時測定フィールドテストにより、従来、ほとんど実施例がない広領域測定及び立体分布測定の可能性が確認されました。また、早朝の霧の発生時や、降雨による光量低下等、実際の使用状態における測定上の問題点も明らかになり、今後、ユーザーの要求にあった製品開発の方向性が明らかになりました。 |
| 織物・機械金属振興センター | 絹蛋白の有効利用開発 | 絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を有効利用する「絹蛋白の有効利用技術開発研究」を引き続き実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っています。 |
| 農業総合研究所 | モニタリング調査（旧土壌環境基礎調査） | 土壌環境の実態とその経時的変化を把握するために、54年度から府内農耕地220箇所に定点を設け、それぞれ5年ごとに、pH、石灰等の地力項目、Cu、Cd、As等の土壌汚染項目、硝酸塩等の環境項目について分析測定を行いました。 11年度からは前述調査の土壌汚染項目について、4ブロック49地点で調査を行っています。 |
| | 土壌汚染防止対策事業（対策地域調査） | 63年4月に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき地域指定された亀岡地域において、対策地域内に2箇所の代表地点を設け、土壌及び農作物等の状況を監視しています。 |
| | 農薬残留調査 | 16年度は伏見トウガラシ2農薬について、作物残留濃度の分析を実施しました。調査結果は農薬の登録拡大や安全性の再評価に利用されます。 |
| 畜産技術センター | 家畜ふん尿の急速発酵処理技術の確立 | 耕種農家のニーズにあった低価格な堆肥を供給し、堆肥の利用促進を図るため、堆肥化時に最適な通気処理を行うことにより微生物の有機物分解能力を最大限に高め、良質で堆肥容積量の少ない急速発酵処理技術を確立して、家畜ふん尿処理にかかる施設費や運転経費の軽減を目指しています。 |
| | 植物接触水路による汚水の3次処理 | 成長が早く、窒素やリンの除去効果があるオオクサモヤホテイアオイ等を繁殖させる植物接触水路を用いて活性汚泥処理水の放流水の3次処理効果を検証しています。 |
| | 光触媒を利用した畜産汚水の脱色 | 畜産施設から排出される汚水は、活性汚泥処理により環境負荷物質を環境基準以下に除去しても茶褐色に着色されています。そこで、ランニングコストの安い光触媒を用いた脱色技術の確立を目指しています。 |
| 林業試験場 | 森林炭素吸収源計測調査（森林バイオマス調査・枯死木リター調査） | 森林の炭素吸収量算出に必要な森林関連データを収集するため、森林のバイオマス量及び枯死木リター量の計測を行います。 17年度は、森林の地上部及び地下部のバイオマス量計測1箇所、枯死木リター調査8箇所を実施します。 |
| | ニホンジカ適正管理に関する調査 | 府全体のニホンジカの年齢構成を把握するため、有害鳥獣駆除によって捕殺されたニホンジカの第一切歯を用いて年齢査定を行います。 |
| | 花粉症対策育種 | 花粉の少ないスギ探徳園の育成管理を行うとともに、在来品種の中から花粉症対策に有効な候補木の調査を行います。 |

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 府国土利用計画

府国土利用計画（以下本項において「府計画」という。）は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に則して、府域における総合的かつ計画的な国土利用を確保するため、国土利用の配分とその利用の方向について長期的な目標を定めるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものとして第1次計画が53年10月に策定され、第2次計画として61年3月に、第3次計画として8年11月に改定されました。

府計画では、安全で安心できる国土利用や歴史的環境の保全に配慮するなど国土利用の質的向上を目指すとともに、土地の高度利用、低未利用地の利用促進など国土の有効な利用を図るという基本方針の下、目標年次を17年とした利用区分別の規模の目標値を定め、これを達成するために必要な措置の概要を示しています。

2 府土地利用基本計画

府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、土地利用の基本方針を定めるとともに、府域に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、それぞれの地域の土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針を定めています。

なお、基本計画は、毎年必要に応じて変更を行うこととなっています。

第5節 公害防止計画の推進

1 府における計画策定の経緯

都市化が進行し、環境汚染が顕著になっていた府南部の7市2町（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町及び久御山町）の地域を対象として、淀川流域公害防止計画（計画期間：当初計画47～51年度・見直し計画52～56年度）及び京都地域公害防止計画（計画期間：50～56年度）並びに両計画を一体化した京都地域公害防止計画（計画期間：当初計画57～61年度、見直し計画62～3年度・4～8年度）を策定し、更に9～13年度は対象地域を京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の5市2町として策定し、各々の計画に基づき各種**公害***防止施策を講じてきました。

さらに、14年度には、新たな計画(14～18年度)を環境大臣の同意を得て策定し、計画の円滑な実施に努めています。

2 京都地域公害防止計画の概要

①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町及び久御山町の5市2町

②計画の期間

14年度から18年度までの5年間

③計画の目標

環境基準の達成

④計画の主要課題

(1) 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

(2) 河川の水質汚濁

大阪湾に流入する**COD***の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる**富栄養化***の防止を図る。

⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、廃棄物処理施設の整備、下水道の整備等の公害対策事業を実施する。

また、交通対策や**低公害車***の導入等の公害関連事業も併せて実施する。

第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情

16年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は1,830件で、過去最高だった15年度に比べ66件（3.5%）減少しました。

※（16年度から調査項目が見直されたため、従前のデータと比較できない項目があります。）

①種類別苦情件数

(1) **典型7公害***について

16年度の苦情件数を公害の種類別にみると、野外焼却、ごみ焼却炉からのばい煙などの大気汚染が427件と最も多く、次いで工場からの有機溶剤、**浄化槽***などの悪臭が317件、カラオケ、建設工事などの騒音が259件、汚水の流出、産業排水などの水質汚濁が166件などとなっており、苦情件数は、大気汚染、悪臭、騒音及び水質汚濁に関するもので全体の6割弱を占める状況にあります。

また、前年度と比べると大気汚染は23件、騒音は8件、水質汚濁は39件それぞれ減少し、悪臭は71件増加しました。なお、飲食店等を発生源とするカラオケ騒音苦情は31件でした。

(2) 典型7公害以外の苦情について

典型7公害以外の苦情637件を種類別にみると、廃棄物投棄に関するものが564件で最も多くその他が73件となっています。

廃棄物投棄の内訳をみると、生活系に関する苦情が410件、建設系に関する苦情が90件、産業系に関する苦情が56件となっています。

②発生産業・原因別苦情件数

発生産業別の会社・事業所別では、建設業が270件と多く、次いで製造業が176件、サービス業が98件で、さらに個人が350件、その他・不明が687件となっています。

発生产因別にみると、廃棄物投棄が538件、焼却（野焼き）326件、工事・建設作業120件、産業用機械作動112件、家庭生活系が104件となっています。

③被害の種類別苦情件数

公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害が1,241件と最も多く、次いで健康被害が111件、財産被害が38件、動・植物被害が21件となっており、感覚的・心理的被害に関する

もので全体の7割弱を占める状況にあります。

④地域別苦情件数

16年度の公害苦情件数1,830件を地域別にみると、南部地域（京都市を除く）が725件と最も多く、次いで京都市地域が532件、北部地域が342件、中部地域が231件の順となっており、全苦情の約3分の2が南部地域及び京都市地域に集中しています。

図3-25 公害苦情件数の経年推移

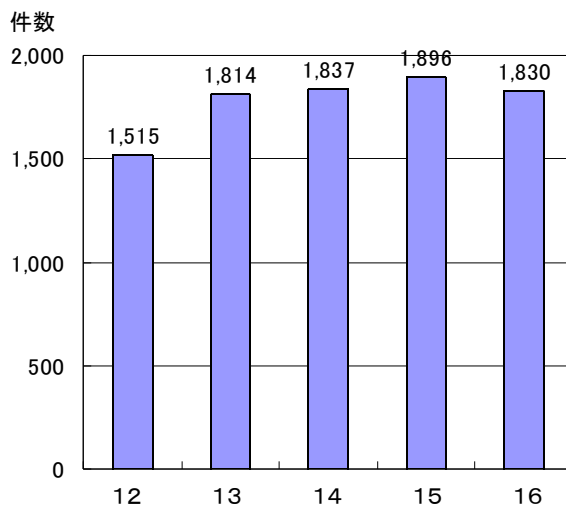
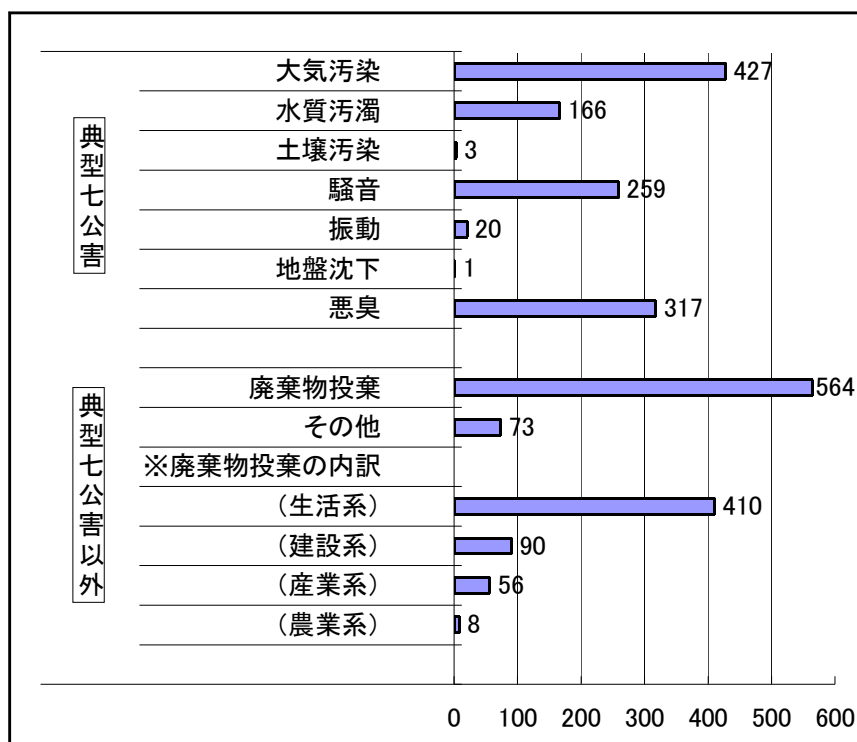


図3-26 公害苦情の種類別件数



2 公害紛争

公害苦情については、一般的には被害者から苦情申立てが行われ、これが早期に解決されず、加害者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に至ることがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、行政分野で

公害紛争を処理するための制度として公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき、50年に公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続により公害紛争を処理しています。

17年12月末までに受け付けた公害紛争事件は33件（調停32件、仲裁1件）で、調停成立14件、調停打切り12件、調停申請取下げ2件、仲裁判断1件、係属中4件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては、騒音・振動に係る事件が多く、地域としては京都市に係るものが28件、京都市以外の地域に係るものが5件となっています。

第7節 規制的措施

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大半を占めています。

特に建設系廃棄物等産業廃棄物の処理を巡る事犯では、偽装や抗弁で行政指導を無視して敢行するもの、摘発を免れるため休日や早朝・深夜に敢行するものなど手口が悪質巧妙であるほか、府県境を越えて運搬投棄される広域事犯も後を絶ちません。

16年中は、暴力団の関与する事犯等悪質な事犯に重点指向した取締りを推進し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等で、197件224人を検挙しました。

表3-58 環境犯罪の取締り状況の推移

| 区分 | 12年 | | 13年 | | 14年 | | 15年 | | 16年 | |
|-----------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 |
| 大気汚染に係る事犯 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 水質汚濁に係る事犯 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 廃棄物に係る事犯 | 59 | 57 | 163 | 167 | 180 | 219 | 236 | 206 | 179 | 201 |
| その他 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 | 10 | 16 | 18 | 23 |
| 合計 | 60 | 58 | 165 | 170 | 184 | 223 | 246 | 222 | 197 | 224 |

注) 暦年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、資料編資料6のとおり、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。